

税務署名	管轄区域
岡山東	<p>①行 浜, 浜1～3丁目, 浜野1～4丁目, 原尾島, 原尾島1～4丁目, 蕃山町, 番町1～2丁目, 東川原, 東中央町, 東中島町, 東山1～4丁目, 平井, 平井1～7丁目, 平福1～2丁目, 広瀬町, 福島1～4丁目, 福田, 福富中1～2丁目, 福富西1～3丁目, 福富東1～2丁目, 福泊, 福成1～3丁目, 福浜町, 福浜西町, 福吉町, 藤崎, 藤原, 藤原西町1～2丁目, 藤原光町1～3丁目, 二日市町, 舟橋町, 古京町1～2丁目, 兵団, 平和町, 本町</p> <p>②行 松浜町, 丸の内1～2丁目, 円山, 湊, 南方1～3丁目, 南中央町, 三浜町1～2丁目, 宮浦, 御幸町, 海吉, 森下町</p> <p>③行 柳町1～2丁目, 八幡, 八幡東町, 山崎, 山科町, 湯迫, 弓之町, 米田</p> <p>④行 若葉町</p>
岡山西	<p>〒700 岡山市伊福町4丁目5番38号 (0862) 54-3411</p> <p>岡山市のうち</p> <p>①行 葵町, 足守, 粟井, 石妻, 伊島町1～3丁目, 伊島北町, 泉田, いずみ町, 一宮, 一宮山崎, 伊福町1～4丁目, 今1～8丁目, 今岡, 今保, 今村, 岩井1～2丁目, 岩井宮裏, 内尾, 駅元町, 絵図町, 大井, 大内田, 大窪, 大崎, 大福, 大元1～2丁目, 大元駅前, 大元上町, 奥田, 奥田西町, 尾上</p> <p>②行 柏谷, 学南町1～3丁目, 掛畑, 金山寺, 上高田, 上土田, 上中野1～2丁目, 加茂, 辛川市場, 川入, 河原, 関西町, 北方, 北方1～4丁目, 北長瀬, 北長瀬表町1丁目, 北長瀬本町, 吉備津, 京山1～2丁目, 久米, 桑田町, 厚生町1～3丁目, 首部, 高野尻, 国体町, 苔山, 古新田, 寿町, 小山</p> <p>③行 佐山, 鹿田町2丁目, 鹿田本町, 島田本町1～2丁目, 下足守, 下石井1～2丁目, 下伊福1～2丁目, 下伊福上町, 下伊福西町, 下伊福本町, 下高田, 下土田, 下中野, 下牧, 宿, 宿本町, 庄田, 昭和町, 白石, 白石西新町, 白石東新町, 新庄上, 新庄下, 新保, 新屋敷町1～3丁目, 菅野, 杉谷, 清心町, 妹尾崎, 妹尾, 惣爪, 曾根</p> <p>④行 大供表町, 大供2～3丁目, 大供本町, 大安寺南町1～2丁目, 大安寺中町, 大安寺西町, 大安寺東町, 高松, 高松稲荷, 高松田中, 高松原古才, 高塚, 高野, 高柳西町, 高柳東町, 立田, 辰己, 田中, 谷万成1～2丁目, 田原, 玉柏, 田益, 津倉町1～2丁目, 津島京町1～3丁目, 津島桑の木町, 津島笹ヶ瀬, 津島新野1～2丁目, 津島中1～3丁目, 津島西坂1～3丁目, 津島東1～4丁目, 津島福居1～2丁目, 津島本町, 津島南1～2丁目, 津高, 津寺, 当新田, 富田, 富原, 富町1～2丁目, 富吉</p>

税務署名	管轄区域
岡山西	<p>⑤行 中井町1～2丁目, 中畦, 中島田町1～2丁目, 中仙道, 中撫川, 長野, 中原, 中牧, 撫川, 楢津, 西市, 西畦, 西辛川, 西崎1～2丁目, 西崎本町, 西島田町, 西長瀬, 西之町, 西野山町, 西花尻, 西古松, 西古松1～2丁目, 西古松西町, 西山内, 日応寺, 庭瀬, 納所, 野田, 野田1～5丁目, 野殿西町, 野殿東町, 延友</p> <p>⑥行 芳賀, 畑鮎, 花尻, 花尻あかね町, 花尻ききょう町, 花尻みどり町, 原, 半田町, 東畦, 東島田町1～2丁目, 東野山町, 東花尻, 東古松, 東古松1～5丁目, 東古松南町, 東山内, 日近, 平田, 平野, 平山, 日吉町, 福崎, 福谷, 藤田, 法界院, 奉還町1～4丁目</p> <p>⑦行 間倉, 松尾, 真星, 万成西町, 万成東町, 万倍, 三門中町, 三門西町, 三門東町, 箕島, 三手, 三和, 南方4～5丁目, 三野1～3丁目, 三野本町, 牟佐, 門前</p> <p>⑧行 矢坂西町, 矢坂東町, 矢坂本町, 山上, 山田, 大和町1～2丁目, 横井上, 横尾, 吉, 吉宗, 米倉</p> <p>⑨行 理大町</p> <p>⑩行 和井元</p> <p>御津郡 加茂川町, 建部町, 御津町</p>
西大寺	<p>〒704 岡山市西大寺中2丁目24番13号 (08694) 2-3815</p> <p>岡山市のうち</p> <p>⑪行 浅川, 浅越, 犬島, 内ヶ原, 浦間, 大多羅町, 邑久郷, 乙子</p> <p>⑫行 可知1～5丁目, 金岡西町, 金岡東町1～3丁目, 金田, 上阿知, 神崎町, 北幸田, 君津, 久々井, 草ヶ部, 九幡, 久保, 鉄, 光津, 幸地崎町, 河本町, 古都宿, 古都南方</p> <p>⑬行 才崎, 西大寺, 西大寺射越, 西大寺一宮, 西大寺金岡, 西大寺上1～3丁目, 西大寺川口, 西大寺北, 西大寺五明, 西大寺新, 西大寺新地, 西大寺中1～3丁目, 西大寺中野, 西大寺中野本町, 西大寺浜, 西大寺東1～3丁目, 西大寺松崎, 西大寺南1～2丁目, 西大寺門前, 西隆寺, 宍甘, 下阿知, 宿毛, 上道北方, 水門町, 砂場, 西祖, 千手</p>

税務署名	管轄区域
西大寺	㊤行 竹原, 谷尻, 寺山, 富崎, 豊田
	㊤行 中尾, 中川町, 長沼, 榑原, 西片岡, 西幸西, 西庄, 西平島, 沼
	㊤行 東片岡, 東幸西, 東幸崎, 東平島, 一日市, 広谷, 福治, 藤井, 富士見町1丁目 宝伝
	㊤行 正儀, 政津, 升田, 益野町, 松新町, 南古都, 南水門町, 向州, 目黒町, 百枝月
	㊤行 矢井, 矢津, 吉井, 吉原
	備前市のうち 佐山, 鶴海 邑久郡 牛窓町, 邑久町, 長船町
瀬戸	〒709-08 赤磐郡瀬戸町瀬戸70 (08695) 2-1155
	備前市 (佐山, 鶴海を除く。) 赤磐郡 赤坂町, 熊山町, 山陽町, 瀬戸町, 吉井町 和気郡 佐伯町, 日生町, 吉永町, 和気町
玉野	〒706 玉野市宇野2丁目4番12号 (0863) 31-2131
	玉野市
児島	〒711 倉敷市児島小川5丁目1番66号 (0864) 72-2630
	倉敷市のうち ㊤行 大島, 大島1~2丁目, 尾原
	㊤行 木見, 卓田, 児島赤崎, 児島赤崎1~4丁目, 児島味野, 児島味野1~6丁目, 児島味野上1~2丁目, 児島味野城1~2丁目, 児島味野城山, 児島味野山田町, 児島阿津1~3丁目, 児島宇野津, 児島小川町, 児島小川1~10丁目, 児島上の 町, 児島上の町1~4丁目, 児島唐琴町, 児島唐琴1~4丁目, 児島通生, 児島塩 生, 児島下の町, 児島下の町1~10丁目, 児島白尾, 児島田の口, 児島田の口1 ~7丁目, 児島稗田町, 児島元浜町, 児島柳田町, 児島由加, 菰池, 菰池1~3丁 目

税務署名	管轄区域
児島	㊤行 下津井, 下津井1~5丁目, 下津井田之浦, 下津井田之浦1~2丁目, 下津井吹上, 下津井吹上1~2丁目, 曾原
	㊤行 林, 福江
	児島郡 灘崎町
倉敷	〒710 倉敷市幸町2番37号 (0864) 22-1201
	倉敷市のうち ㊤行 阿知1~3丁目, 青江, 天城台1~4丁目, 浅原, 有城, 生坂, 五日市, 稲荷町, 石見町, 潮通1~3丁目, 浦田, 老松町1~5丁目, 大内, 大島, 帯高, 沖, 沖新 町
	㊤行 加須山, 片島町, 上富井, 亀島1~2丁目, 亀山, 川入, 川西町, 神田1~4丁目, 北浜町, 北畝1~7丁目, 黒石, 倉敷ハイツ, 栗坂, 黒崎, 寿町
	㊤行 幸町, 酒津, 笹沖, 庄新町, 上東, 四十瀬, 下庄, 昭和1~2丁目, 新田, 祐安
	㊤行 高須賀, 田ノ上, 田ノ上新町, 茶屋町, 茶屋町早沖, 中央1~2丁目, 粒浦, 粒江, 粒江団地, 連島1~5丁目, 連島中央1~5丁目, 連島町連島, 連島町亀島新田, 連島町西之浦, 連島町鶴新田, 連島町矢柄, 鶴形1~2丁目, 鶴の浦1~3丁目, 徳芳, 鳥羽
	㊤行 中畝1~10丁目, 中帯江, 中島, 中庄, 中庄団地, 西阿知町, 西阿知町新田, 西阿 知町西原, 西岡, 西坂, 西田, 西尾, 西富井, 西中新田
	㊤行 羽島, 白楽町, 八王寺町, 八軒屋, 浜ノ茶屋, 浜ノ茶屋1~2丁目, 浜町1~2丁 目, 早高, 日畑, 日ノ出町1~2丁目, 日吉町, 東富井, 東町, 東塚1~7丁目, 東粒浦, 平田, 広江1~7丁目, 福井, 福島, 福田町浦田, 福田町福田, 福田町古 新田, 福田町松江, 福田町東塚, 福田町広江, 藤戸町天城, 藤戸町藤戸, 二日市, 船倉町, 二子, 堀南, 本町
	㊤行 松島, 三田, 美和1~2丁目, 水江, 南町, 南畝1~7丁目, 宮前, 水島全町, 向 山
	㊤行 安江, 山地, 矢部, 吉岡, 呼松町
	総社市 吉備郡 真備町 都窪郡 早島町, 清音村, 山手村

税務署名	管轄区域	管轄区域
玉島	〒713 倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号 倉敷市のうち 玉島, 玉島1~3丁目, 玉島阿賀崎, 玉島阿賀崎1~5丁目, 玉島上成, 玉島乙島, 玉島柏島, 玉島柏台1~5丁目, 玉島黒崎, 玉島陶, 玉島中央町1~3丁目, 玉島爪崎, 玉島富, 玉島長尾, 玉島服部, 玉島道口, 玉島道越, 玉島八島, 玉島勇崎 浅口郡 鴨方町, 金光町, 里庄町, 船穂町, 寄島町	(08652) 2-3121
笠岡	〒714 笠岡市五番町5番48号 笠岡市 井原市 小田郡 美星町, 矢掛町 後月郡 芳井町	(08656) 2-3111
高梁	〒716 高梁市向町13 高梁市 上房郡 有漢町, 賀陽町, 北房町 川上郡 川上町, 成羽町, 備中町	(0866) 22-2546
新見	〒718 新見市新見721-1 新見市 阿哲郡 大佐町, 神郷町, 哲西町, 哲多町	(08677) 2-0951
久世	〒719-32 真庭郡久世町大字鍋屋8の1 真庭郡 落合町, 勝山町, 久世町, 湯原町, 川上村, 新庄村, 中和村, 美甘村, 八束村	(0867) 42-0450
津山	〒708 津山市田町67 津山市 英田郡 英田町, 大原町, 作東町, 美作町, 西栗倉村, 東栗倉村 勝田郡 勝田町, 勝央町, 勝北町, 奈義町 久米郡 旭町, 久米町, 久米南町, 中央町, 柵原町 苫田郡 奥津町, 加茂町, 鏡野町, 阿波村, 上斉原村, 富村	(0868) 22-3147
鳥取県		
鳥取	〒680 鳥取市東町2丁目308 鳥取市 岩美郡 岩美町, 国府町, 福部村 気高郡 青谷町, 気高町, 鹿野町 八頭郡 河原町, 郡家町, 智頭町, 八東町, 船岡町, 用瀬町, 若桜町, 佐治村	(0857) 22-2141
倉吉	〒682 倉吉市上井587の1 倉吉市 東伯郡 赤碓町, 関金町, 大栄町, 東郷町, 東伯町, 羽合町, 北条町, 三朝町, 泊村	(0858) 26-2721

税務署名	管轄区域	管轄区域
米子	〒683 米子市西町18-2 米子市 境港市 西伯郡 会見町, 岸本町, 西伯町, 大山町, 名和町, 中山町, 淀江町, 日吉津村 日野郡 江府町, 日南町, 日野町, 溝口町	(0859) 32-4121
島根県		
松江	〒690 松江市内中原町21 松江市 安来市 能義郡 伯太町, 広瀬町 八束郡 鹿島町, 島根町, 宍道町, 玉湯町, 東出雲町, 美保関町, 八束町, 八雲村	(0852) 21-7711
大東	〒699-12 大原郡大東町大字飯田86-7 飯石郡 赤来町, 掛合町, 頓原町, 三刀屋町, 吉田村 大原郡 加茂町, 木次町, 大東町 仁多郡 仁多町, 横田町	(08544) 3-2360
出雲	〒693 出雲市今市町400-3 出雲市 平田市 簸川郡 湖陵町, 佐田町, 大社町, 多伎町, 斐川町	(0853) 21-0440
石見大田	〒694 大田市大田町大田1289-2 大田市 漣摩郡 仁摩町, 温泉津町	(08548) 2-0980
浜田	〒697 浜田市殿町1177 浜田市 江津市 邑智郡 石見町, 邑智町, 川本町, 桜江町, 瑞穂町, 大和村, 羽須美村 那賀郡 旭町, 金城町, 三隅町, 弥栄村	(08552) 2-0360
益田	〒698 益田市元町12番11号 益田市 鹿足郡 津和野町, 日原町, 六日市町, 柿木村 美濃郡 匹見町, 美都町	(08562) 2-0444
西郷	〒685 隠岐郡西郷町大字港町字日記62-1 隠岐郡 海士町, 西郷町, 西ノ島町, 五箇村, 知夫村, 都万村, 布施村	(08512) 2-0350

3 相続税、贈与税速算表

(1) 相続税の速算表 (昭和50年1月1日以降適用)

相続税の速算表

法定相続分に応ずる 取得金額	税率	控除額	法定相続分に応ずる 取得金額	税率	控除額
万円以下	%	万円	万円以下	%	万円
200	10	-	7,000	45	675
500	15	10	10,000	50	1,025
900	20	35	14,000	55	1,525
1,500	25	80	18,000	60	2,225
2,300	30	155	25,000	65	3,125
3,300	35	270	50,000	70	4,375
4,800	40	435	50,000 万円超	75	6,875

計算例

法定相続分に応ずる取得金額が1,000万円の場合

1,000万円×25% - 80万円 = 170万円となります。

(2) 贈与税の速算表 (昭和50年1月1日以降適用)

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
万円以下	%	万円	万円以下	%	万円
50	10	-	550	45	62
70	15	2.5	800	50	89.5
100	20	6	1,300	55	129.5
140	25	11	2,000	60	194.5
200	30	18	3,500	65	294.5
280	35	28	7,000	70	469.5
400	40	42	7,000 万円超	75	819.5

計算例

通常の場合、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から、基礎控除額(60万円)を差引きその残額×税率-控除額=税額

例えば、贈与を受けた財産の価額が2,000千円である場合は、

2,000千円 - 60千円 = 1,400千円

1,400千円×25% - 110千円 = 240千円となります。

4 度量衡等換算表

(1) 面積換算表

平方メートル	1	1,000,000	100	10,000	0.09183	3.30579	99.1736	991.736	9,917.36
平方キロメートル	0.000001	1	0.0001	0.01	-	0.000003	0.000099	0.000992	0.009917
アール	0.01	10,000	1	100	0.00092	0.03306	0.99174	9.91736	99.1736
ヘクタール	0.0001	100	0.01	1	0.000009	0.00033	0.00992	0.09917	0.99174
平方尺	10.89	-	1089	108,900	1	36	1,080	10,800	108,000
坪 (歩)	0.3025	302,500	30.25	3025	0.02778	1	30	300	3,000
畝	0.01008	10,083.3	1.00833	100.833	0.000926	0.0333	1	10	100
反 歩	0.001008	1,008.33	0.10083	10.0833	0.000093	0.00333	0.1	1	10
町 歩	0.0001	100.833	0.01008	1.00833	0.000009	0.00033	0.01	0.1	1

(2) 容積換算表

立方センチメートル	1	1,000,000	1000	27.826	27826.47	180.391	1803.91	18039.1	180391
立方メートル	0.000001	1	0.001	0.000028	0.02783	0.00018	0.001804	0.018039	0.180391
リットル	0.001	1000	1	0.02783	27.826	0.18039	1.80391	18.0391	180.391
立方寸	0.0359	35937	35.937	1	1000	6.4827	64.827	648.271	6482.71
立方尺	0.000036	35.937	0.0359	0.001	1	0.00648	0.0648	0.64827	6.4827
合	0.00554	5543.52	5.54352	0.15425	154.254	1	10	100	1000
升	0.00055	554.352	0.55435	0.01543	15.425	0.1	1	10	100
斗	0.000055	55.435	0.05544	0.00154	1.5425	0.01	0.1	1	10
石	0.000006	5.5435	0.00554	0.000154	0.15425	0.001	0.01	0.1	1

(註) 「立木石」から「立方メートル」への換算を行う場合における換算率は、1石当たり0.2783立方メートルである。

(3) 尺度換算表

センチメートル	1	100	100000	3.0303	30.303	181.818	10909.09	392727
メートル	0.01	1	1000	0.0303	0.303	1.81818	109.0909	3927.27
キロメートル	0.00001	0.001	1	0.00003	0.0003	0.001818	0.10909	3.92727
寸	0.33	33	33000	1	10	60	3600	129600
尺	0.033	3.3	3300	0.1	1	6	360	12960
間	0.0055	0.55	550	0.01667	0.16667	1	60	2160
町	0.00009	0.009167	9.16667	0.00028	0.00278	0.01667	1	36
里	0.000003	0.000255	0.254629	0.000008	0.000077	0.00046	0.02778	1

(註) 尺貫法による表示からメートル法による表示への換算を行う場合における換算率は、1間当たり、 $\frac{60}{33}$ メートルである。

(4) 簡易地積換算表

1勺~9合9勺 坪(歩) → 平方メートル換算表

	0.0 0	0.0 1	0.0 2	0.0 3	0.0 4
0.0		00330	00661	00991	01322
0.1	03305	03636	03966	04297	04628
0.2	06611	06942	07272	07603	07933
0.3	09917	10247	10578	10909	11239
0.4	13223	13553	13884	14214	14545
0.5	16528	16859	17190	17520	17851
0.6	19834	20165	20495	20826	21157
0.7	23140	23471	23801	24132	24462
0.8	26446	26776	27107	27438	27768
0.9	29752	30082	30413	30743	31074

1坪~99坪

	0	1	2	3	4
0		33057	66115	99173	132231
10	330578	363636	396694	429752	462809
20	661157	694214	727272	760330	793388
30	991735	1024793	1057851	1090909	1123966
40	1322314	1355371	1388429	1421487	1454545
50	1652892	1685950	1719008	1752066	1785123
60	1983471	2016528	2049586	2082544	2115702
70	2314049	2347107	2380165	2413223	2446280
80	2644628	2677685	2710743	2743801	2775859
90	2975206	3008264	3041322	3074380	3107438

100坪~9900坪

	0	100	200	300	400
0		3305785	6611570	9917355	13223140
1,000	33057851	36363636	39669421	42975206	46280991
2,000	66115702	69421487	72727272	76033057	79338842
3,000	99173553	102479338	105785123	109090908	112396694
4,000	132231404	135537189	138842975	142148760	145454545
5,000	165289256	168595041	171900826	175206611	178512396
6,000	198347107	201652892	204958677	208264462	211570247
7,000	231404958	234710743	238016528	241322313	244628098
8,000	264462809	267768594	271074379	274380164	277685950
9,000	297520660	300826445	304132231	307438016	310743801

換算表 (坪) 1000

0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
0.5	01652	01983	02314	02644
0.55	04958	05289	05619	05950
0.60	08264	08595	08925	09256
0.65	11570	11900	12231	12561
0.70	14876	15206	15537	15867
0.75	18181	18512	18842	19173
0.80	21487	21818	22148	22479
0.85	24793	25123	25454	25785
0.90	28099	28429	28760	29090
0.95	31404	31735	32066	32396

5	6	7	8	9
5	165289	198347	231405	264462
55	495867	528925	561983	595041
60	826446	859504	892561	925619
65	1157024	1190082	1223140	1256198
70	1487603	1520661	1553719	1586776
75	1818181	1851239	1884297	1917355
80	2148760	2181818	2214876	2247933
85	2479338	2512396	2545454	2578512
90	2809917	2842975	2876033	2909090
95	3140495	3173553	3206611	3239669

500	600	700	800	900
500	16528925	19834710	23140495	26446280
550	49586776	52892561	56198347	59504132
600	82644628	85950413	89266198	92561983
650	115702479	119008264	123314049	125619834
700	148760330	152066115	155371900	158677685
750	181818181	185123966	188429751	191735536
800	214876032	218181817	221487603	224793388
850	247933884	251239669	254545454	257851239
900	280991735	284297520	287603305	290909090
950	314049586	317355371	320661156	323966941

0.01平方メートル～0.99平方メートル

平方メートル →坪(歩) 換算表

	0.0	0.01	0.02	0.03	0.04
0.0		00030	00060	00090	00121
0.1	00302	00332	00363	00393	00423
0.2	00605	00635	00665	00695	00726
0.3	00907	00937	00968	00998	01028
0.4	01210	01240	01270	01300	01331
0.5	01512	01542	01573	01603	01633
0.6	01815	01845	01875	01905	01936
0.7	02117	02147	02178	02208	02238
0.8	02420	02450	02480	02510	02541
0.9	02721	02752	02783	02813	02843

1平方メートル～99メートル

	0	1	2	3	4
0		03025	06050	09075	12100
10	30250	33275	36300	39325	42350
20	60500	63525	66550	69575	72600
30	90750	93775	96800	99825	102850
40	121000	124025	127050	130075	133125
50	151250	154275	157300	160325	163350
60	181500	184525	187550	190550	193600
70	211750	214775	217800	220825	223850
80	242000	245025	248050	251075	254100
90	272250	275275	278300	281325	284350

100平方メートル～9,900平方メートル

	0	100	200	300	400
0		302500	605000	907500	1210000
1,000	3025000	3327500	3630000	3932500	4235000
2,000	6050000	6352500	6655000	6957500	7260000
3,000	9075000	9377500	9680000	9982500	10285000
4,000	12100000	12402500	12705000	13007500	13312500
5,000	15125000	15427500	15730000	16032500	16335000
6,000	18150000	18452500	18755000	19057500	19360000
7,000	21175000	21477500	21780000	22082500	22385000
8,000	24200000	24502500	24805000	25107500	25410000
9,000	27225000	27527500	27830000	28132500	28435000

6 法定相続分図解

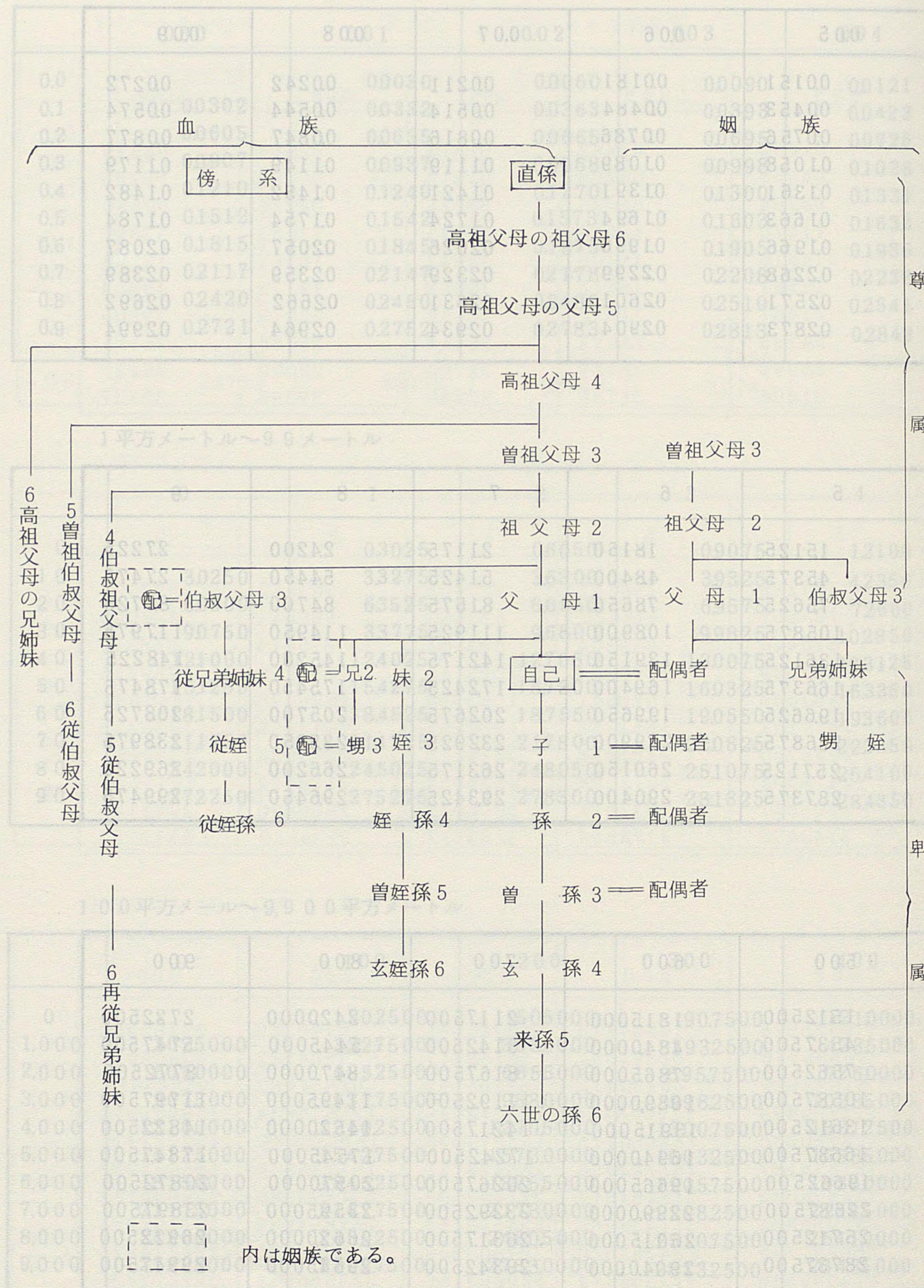
表 対 照 2

	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09
	00151	00181	00211	00242	00272
	00453	00484	00514	00544	00574
	00756	00786	00816	00847	00877
	01058	01089	01119	01149	01179
	01361	01391	01421	01452	01482
	01663	01694	01724	01754	01784
	01966	01996	02026	02057	02087
	02268	02299	02329	02359	02389
	02571	02601	02631	02662	02692
	02873	02904	02934	02964	02994

	5	6	7	8	9
	15125	18150	21175	24200	27225
	45375	48400	51425	54450	57475
	75625	78650	81675	84700	87725
	105875	108900	111925	114950	117975
	136125	139150	142175	145200	148225
	166375	169400	172425	175450	178475
	196625	199650	202675	205700	208725
	226875	229900	232925	235950	238975
	257125	260150	263175	266200	269225
	287375	290400	293425	296450	299475

	500	600	700	800	900
	1512500	1815000	2117500	2420000	2722500
	4537500	4840000	5142500	5445000	5747500
	7562500	7865000	8167500	8470000	8772500
	10587500	10890000	11192500	11495000	11797500
	13612500	13915000	14217500	14520000	14822500
	16637500	16940000	17242500	17545000	17847500
	19662500	19965000	20267500	20570000	20872500
	22687500	22990000	23292500	23595000	23897500
	25712500	26015000	26317500	26620000	26922500
	28737500	29040000	29342500	29645000	29947500

5 親族表



6 法定相続分図解

相続人	○ いる場合 × いない場合				相続人の取得割合									
					55. 12. 31 以前				56. 1. 1 以降					
	配偶者	子	親	兄弟	配偶者	子	親	兄弟	配偶者	子	親	兄弟		
遺言のない場合	○	○	○	○	1/3	2/3	0	0	1/2	1/2	0	0		
	×	○	○	○	—	全部	0	0	—	全部	0	0		
	×	○	○	×	—	全部	0	—	—	全部	0	—		
	×	○	×	○	—	全部	—	0	—	全部	—	0		
	×	○	×	×	—	全部	—	—	—	全部	—	—		
	○	×	○	○	1/2	—	1/2	0	2/3	—	1/3	0		
	○	×	×	○	2/3	—	—	1/3	3/4	—	—	1/4		
	○	×	×	×	全部	—	—	—	全部	—	—	—		
	×	×	○	○	—	—	全部	0	—	—	全部	0		
	×	×	○	×	—	—	全部	—	—	—	全部	—		
×	×	×	○	—	—	—	全部	—	—	—	全部			
遺言のある場合	財産指全定				財産全部について全相続人に分配割合を指定している場合				各相続人は、遺留分を侵さない限り指定に従い相続する。				同	左
	財一部指の定				一部の相続人に分配割合を指定している場合				指定された者は、他の遺留分を侵さない限り指定通り相続する。指定されない者は、普通の割合で相続する。				同	左
遺贈のとき		相続人以外の者が財産を贈られたとき				相続人の遺留分を侵さない範囲で受けられる。				同	左			

但し 1. 子のないときは、孫、ひ孫の順で、親のないときは祖父母、曾祖父母の順で相続する。
2. 子、親、兄弟が数人あるときは本表相続分を均分する。

7 遺留分早見表

相続人	○ いる場合				遺留分							
	× いない場合				55. 12. 31以前				56. 1. 1以降			
	配偶者	子	親	兄弟	配偶者	子	親	兄弟	配偶者	子	親	兄弟
同で順位続するだけ	○	×	×	×	$\frac{1}{3}$	-	-	-	$\frac{1}{2}$	-	-	-
	×	○	×	×	-	$\frac{1}{2}$	-	-	-	$\frac{1}{2}$	-	-
	×	×	○	×	-	-	$\frac{1}{3}$	-	-	-	$\frac{1}{3}$	-
	×	×	×	○	-	-	-	0	-	-	-	0
配偶者と共に	○	○	×	×	$\frac{1}{6}$	$\frac{2}{6}$	-	-	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	-	-
	○	×	○	×	$\frac{1}{6}$	-	$\frac{1}{6}$	-	$\frac{2}{6}$	-	$\frac{1}{6}$	-
	○	×	×	○	$\frac{1}{3}$	-	-	0	$\frac{1}{2}$	-	-	0

(注) 配偶者と子、子のない場合は配偶者と親のために、被相続人は必ず遺産の一定部分を残しておかなければならない。これを遺留分という。子又は親が数人あるときは本表の割合を均分する。

8 預貯貯金金利一覧表

(昭和61年11月25日現在)

種類 実施年月日	銀行預金				郵便貯金				貯蓄貯金			
	定期		解約		定期		解約		定期		解約	
	1年	2年	6か月以上	6か月未満	1年	6か月	6か月以上	6か月未満	1年以上	6か月以上	6か月未満	1年以上
	約定期率	約定期率	約定期率	約定期率	約定期率	約定期率	約定期率	約定期率	約定期率	約定期率	約定期率	約定期率
55. 3. 10	% 7.00	% 7.25	% 5.50	% 2.75	% 7.00	% 6.25	% 6.75	% 6.00	% 6.00	% 6.75	% 7.00	% 7.00
4.14	% 7.75	% 8.00	% 6.50	% 3.25	% 7.75	% 7.25	% 7.50	% 7.00	% 6.50	% 7.50	% 7.75	% 8.00
12. 1	% 7.00	% 7.25	% 5.50	% 2.75	% 7.00	% 6.25	% 6.75	% 6.00	% 5.50	% 6.75	% 7.00	% 7.25
56. 4. 13	% 6.25	% 6.50	% 4.75	% 2.25	% 6.25	% 5.50	% 6.00	% 5.25	% 4.75	% 6.00	% 6.25	% 6.50
57. 1. 18	% 5.00	% 5.00	% 4.25	% 1.75	% 5.00	% 4.75	% 5.50	% 4.75	% 4.25	% 5.50	% 5.75	% 6.00
59. 1. 4	% 5.50	% 5.75	% 4.50	% 1.50	% 5.50	% 4.75	% 5.25	% 4.50	% 4.00	% 5.25	% 5.50	% 5.75
61. 2. 24	% 5.00	% 5.25	% 4.00	% 1.00	% 5.00	% 4.25	% 4.75	% 4.00	% 3.50	% 4.75	% 5.00	% 5.25
3.31	% 4.50	% 4.75	% 3.50	% 0.50	% 4.50	% 3.75	% 4.25	% 3.00	% 2.50	% 4.25	% 4.50	% 4.75
5.19	% 4.13	% 4.38	% 3.13	% 0.38	% 4.13	% 3.38	% 3.88	% 2.63	% 2.00	% 3.88	% 4.23	% 4.65
11.25	% 3.76	% 4.01	% 2.76	% 0.26	% 3.76	% 3.01	% 3.51	% 2.26	% 1.50	% 3.51	% 3.86	% 4.28

(付表)

預貯金者別、預貯金の種類別の利子所得課税の適用関係

預金者	預貯金の種類	適用される制度	手続	預金者死亡の場合	預貯金の種類	適用される制度	手続	預金者死亡の場合
個人	定期預金	選 択 源泉分離課税 総合・源泉課税 少額貯蓄非課税	選 択 申告書	預金者死亡の場合 失効(たに選択 相続人が新) 失効(引継可 相続人への)	郵便貯金	非課税 (但貯金総額が制限 を超過すると総合 課税となるが 源泉不徴収であ る。)	なし	-
	無記名 (定期預金)		なし		-			
法人	勤務先預金	一般の預貯金の例に準ずる。 ただし、非課税貯蓄申告書は失効しない。	なし	法人	総合・源泉課税	総合・源泉不徴収	なし	-
	財形貯蓄		なし	法人	総合・源泉不徴収	総合・源泉不徴収	なし	-

